

(参考)「特定商取引に関する法律等の施行について」新旧対照表

(下線部分は改正部分)

「特定商取引に関する法律等の施行について」(平成17・11・28商局第1号)

新	旧
<p>第2章(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売)関係</p> <p>第1節(定義)関係</p> <p>1 法第2条(定義)関係</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(5) いわゆるキャッチセールスについて</p> <p>法第2条第1項第2号の「営業所以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた」とは、いわゆるキャッチセールスによる勧誘方法を規定したものである。一方、路上、喫茶店等の営業所以外の場所において契約を行うものは法第2条第1項第1号に該当する。</p> <p>「呼び止め」とは、特定の者に対して呼びかけることにより、その注意を向けさせる行為を意味し、必ずしもその場所に停止させることは必要でなく、併歩しつつ話しかける行為も含まれる。</p> <p>また、「同行させ」る行為とは、呼び止めた地点から営業所等まで相当程度の距離を、呼び止めた者が案内していくことを意味する。したがって、通常の店舗販売業者が店舗の前で行う呼び込みは、「同行させ」る行為が欠けており、<u>本項第2号</u>に該当しない。</p> <p>(6)～(9)(略)</p> <p>(10)「販売業者」及び「役務提供事業者」について</p> <p>「販売業者」又は「役務提供事業者」(以下「販売業者等」という。)とは、販売又は役務の提供を業として営む者の意味であり、「販売又は役務の提供を業として営む」とは、営利の意思をもって、反復継続して取引を行うことをいう。なお、営利の意思の有無については客観的に判断される。</p> <p>また、例えばリース提携販売のように、「契約を締結し物品や役務を提</p>	<p>第2章(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売)関係</p> <p>第1節(定義)関係</p> <p>1 法第2条(定義)関係</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(5) いわゆるキャッチセールスについて</p> <p>法第2条第1項第2号の「営業所以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた」とは、いわゆるキャッチセールスによる勧誘方法を規定したものである。一方、路上、喫茶店等の営業所以外の場所において契約を行うものは法第2条第1項第1号に該当する。</p> <p>「呼び止め」とは、特定の者に対して呼びかけることにより、その注意を向けさせる行為を意味し、必ずしもその場所に停止させることは必要でなく、併歩しつつ話しかける行為も含まれる。</p> <p>また、「同行させ」る行為とは、呼び止めた地点から営業所等まで相当程度の距離を、呼び止めた者が案内していくことを意味する。したがって、通常の店舗販売業者が店舗の前で行う呼び込みは、「同行させ」る行為が欠けており、<u>本号</u>に該当しない。</p> <p>(6)～(9)(略)</p> <p>(10)「販売業者」及び「役務提供事業者」について</p> <p>「販売業者」又は「役務提供事業者」とは、販売又は役務の提供を業として営む者の意味であり、「販売又は役務の提供を業として営む」とは、営利の意思をもって、反復継続して取引を行うことをいう。なお、営利の意思の有無については客観的に判断される。</p>

供する者」と「訪問して契約の締結について勧誘する者」など、一定の仕組みの上での複数の者による勧誘・販売等であるが、総合してみれば一つの訪問販売を形成していると認められるような場合には、これらの複数の者は、いずれも販売業者等に該当する。

第2節（訪問販売）関係

1（略）

2 法第4条、第5条（書面の交付）関係

(1) 書面の交付義務者について

書面の交付は、契約の当事者である販売業者等のみならず、契約締結事務を行っている者が行ってもよい。

また、例えばリース提携販売のような場合には、リース会社のみならず、加盟店が書面の交付を行ってもよい。

(2)～(3)

3 法第6条（禁止行為）関係

(1) 法第6条第1項の解釈について

(イ) 「販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し」とは、販売業者等が購入者等と最初に接触してから契約を締結するまでの時間的経過においてという意味である。

「申込みの撤回若しくは解除を妨げるため」とは主として法第9条に規定するクーリング・オフの行使を妨げる不当行為を念頭においており、消費者の正当な行為を妨害することをいう。

(ロ)～(ト)（略）

(2)～(4)（略）

第2節（訪問販売）関係

1（略）

2 法第4条、第5条（書面の交付）関係

(1) 書面の交付義務者について

書面の交付は、必ずしも、契約の当事者である法律上の販売業者又は役務提供事業者が自ら行う必要はなく、事実上契約締結事務を行っている者に代行させてもよい。

例えばリース会社が当該役務提供契約の当事者となる場合には、法律上の役務提供事業者であるリース会社に代って事実上契約締結事務を行っている者である加盟店が書面の交付を行ってもよい。

(2)～(3)

3 法第6条（禁止行為）関係

(1) 法第6条第1項の解釈について

(イ) 「販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し」とは、販売業者又は役務提供事業者が購入者等と最初に接触してから契約を締結するまでの時間的経過においてという意味である。

「申込みの撤回若しくは解除を妨げるため」とは主として法第9条に規定するクーリング・オフの行使を妨げる不当行為を念頭においており、消費者の正当な行為を妨害することをいう。

(ロ)～(ト)（略）

(2)～(4)（略）

4 (略)

5 法第7条(指示)関係

(1) 法第7条第1号の解釈について

本号は、販売業者等が行う民事上の債務不履行についての規定である。

(イ) 「売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務」とは、販売業者等の原状回復義務であり、受領済の金銭の返還義務等である。

(ロ) (略)

(ハ) 「不当な遅延」については、解除がなされた時に直ちに本号違反状態となるものではなく、返還すべき金銭の調達に要する合理的期間等社会通念上認められた猶予期間の間は、本号違反にはならない(ただし、この猶予期間は、客観的に判断されるものであって、販売業者等の独自の事情のみによって左右されるものではない。)。また、同時履行の抗弁権がある等販売業者等に正当事由がある場合はこれに該当しない。

(2) 省令第7条の解釈について

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 第3号

本号は、いわゆる適合性原則を定めたものである。具体的には、販売業者等が顧客に対して、その商品等に関する知識や経験の不足につけ込む勧誘や、財産の状況に照らして不相応又は不要な支出を強いる契約の勧誘を行うことは本号に当たる。

例えば、年金収入しかない高齢者に対して、保有する預貯金を全て使用させ、または返済困難な借金をさせてまで住宅リフォーム契約を締結するよう勧誘する行為は、本号に該当する可能性が高い。

(ニ)～(ハ) (略)

4 (略)

5 法第7条(指示)関係

(1) 法第7条第1号の解釈について

本号は、販売業者又は役務提供事業者が行う民事上の債務不履行についての規定である。

(イ) 「売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務」とは、販売業者又は役務提供事業者の原状回復義務であり、受領済の金銭の返還義務等である。

(ロ) (略)

(ハ) 「不当な遅延」については、解除がなされた時に直ちに本号違反状態となるものではなく、返還すべき金銭の調達に要する合理的期間等社会通念上認められた猶予期間の間は、本号違反にはならない(ただし、この猶予期間は、客観的に判断されるものであって、販売業者又は役務提供事業者の独自の事情のみによって左右されるものではない。)。また、同時履行の抗弁権がある等販売業者又は役務提供事業者に正当事由がある場合はこれに該当しない。

(2) 省令第7条の解釈について

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 第3号

本号は、いわゆる適合性原則を定めたものである。具体的には、販売業者又は役務提供事業者が顧客に対して、その商品等に関する知識や経験の不足につけ込む勧誘や、財産の状況に照らして不相応又は不要な支出を強いる契約の勧誘を行うことは本号に当たる。

例えば、年金収入しかない高齢者に対して、保有する預貯金を全て使用させ、または返済困難な借金をさせてまで住宅リフォーム契約を締結するよう勧誘する行為は、本号に該当する可能性が高い。

(ニ)～(ハ) (略)

6 法第9条（契約の申込みの撤回等）関係

(1) 法第9条第1項の解釈について

- (イ) 「第5条の書面を受領した日（その日前に第4条の書面を受領した場合にあつてはその書面を受領した日）」とは、クーリング・オフができる旨及びその方法について記載された書面（法第4条又は法第5条の書面）を受領した日のことである。したがって、販売業者等がこれらの書面を交付しなかった場合は、クーリング・オフの起算日は進行しないことになる（すなわち、クーリング・オフをする権利が消費者側に留保されていることになる）。

また、これらの書面に重要な事項が記載されていない場合も、クーリング・オフの起算日は進行しないと解される。特に、クーリング・オフができる旨が記載されていない等クーリング・オフに関する記載事項が満たされていない書面は、法第9条第1項にいう「第4条又は第5条の書面」とは認められない。

（略）

(ロ)～(ニ)（略）

(2)（略）

7 法第9条の2（訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）関係

(1) 法第9条の2第1項の解釈について

(イ)（略）

(ロ) 「これを取り消すことができる。」について

契約に係る申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合には、その契約は当初からなかったことになる。その行使方法、効果等については、本法に特段の定めがないかぎり、「取消し」に関する民法の規定による。

契約に係る意思表示が取り消された場合、その効果として民法の一般

6 法第9条（契約の申込みの撤回等）関係

(1) 法第9条第1項の解釈について

- (イ) 「第5条の書面を受領した日（その日前に第4条の書面を受領した場合にあつてはその書面を受領した日）」とは、クーリング・オフができる旨及びその方法について記載された書面（法第4条又は法第5条の書面）を受領した日のことである。したがって、販売業者又は役務提供事業者がこれらの書面を交付しなかった場合は、クーリング・オフの起算日は進行しないことになる（すなわち、クーリング・オフをする権利が消費者側に留保されていることになる）。

また、これらの書面に重要な事項が記載されていない場合も、クーリング・オフの起算日は進行しないと解される。特に、クーリング・オフができる旨が記載されていない等クーリング・オフに関する記載事項が満たされていない書面は、法第9条第1項にいう「第4条又は第5条の書面」とは認められない

（略）

(ロ)～(ニ)（略）

(2)（略）

7 法第9条の2（訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）関係

(1) 法第9条の2第1項の解釈について

(イ)（略）

(ロ) 「これを取り消すことができる。」について

契約に係る申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合には、その契約は当初からなかったことになる。その行使方法、効果等については、本法に特段の定めがないかぎり、「取消し」に関する民法の規定による。

契約に係る意思表示が取り消された場合、その効果として民法の一般

原則により両当事者はそれぞれ不当利得の返還義務を負うことになる。事業者が既に代金を受領している場合には、それを申込者等に返還しなければならないとともに、商品の引き渡し等が既にされていれば、申込者等はその商品等を事業者に返還する義務を負うこととなる。

なお、申込者等が意思表示を取り消すことができるのは、「販売業者又は役務提供事業者の違反行為」と「申込者等が誤認したこと」及び「申込者等が誤認したこと」と「申込者等が意思表示したこと」の間の双方に因果関係が認められる場合であるが、販売業者等の違反行為の事実があれば、この2つの因果関係が認められる事例が多いものと考えられる。

(ハ)～(ハ) (略)

(2)～(3) (略)

8 (略)

第3節 (通信販売) 関係

1 法第11条 (広告の表示) 関係

(1) 法第11条の適用を受ける広告 (通信販売広告) について

法第11条の適用を受ける広告 (通信販売広告) は、販売業者等が通信手段により申込みを受けて商品の販売等を行うことを意図していると認められる広告である。

したがって、広告に通信販売を行う旨明確に表示されている場合が通信販売広告に該当するほか、例えば、送料、口座番号等を表示している販売広告や店頭で商品購入を行うことが不可能な商品の販売広告等も該当することとなる。

また、広告の方法の如何を問わない。したがって、新聞、雑誌に掲載される広告のみならず、ダイレクトメール、テレビ放映、折り込みチラシ、インターネット上のホームページ (インターネットオークションサイトを

原則により両当事者はそれぞれ不当利得の返還義務を負うことになる。事業者が既に代金を受領している場合には、それを申込者等に返還しなければならないとともに、商品の引き渡し等が既にされていれば、申込者等はその商品等を事業者に返還する義務を負うこととなる。

なお、申込者等が意思表示を取り消すことができるのは、「販売業者又は役務提供事業者の違反行為」と「申込者等が誤認したこと」及び「申込者等が誤認したこと」と「申込者等が意思表示したこと」の間の双方に因果関係が認められる場合であるが、販売業者又は役務提供事業者の違反行為の事実があれば、この2つの因果関係が認められる事例が多いものと考えられる。

(ハ)～(ハ) (略)

(2)～(3) (略)

8 (略)

第3節 (通信販売) 関係

1 法第11条 (広告の表示) 関係

(1) 法第11条の適用を受ける広告 (通信販売広告) について

法第11条の適用を受ける広告 (通信販売広告) は、販売業者又は役務提供事業者が通信手段により申込みを受けて商品の販売等を行うことを意図していると認められる広告である。

したがって、広告に通信販売を行う旨明確に表示されている場合が通信販売広告に該当するほか、例えば、送料、口座番号等を表示している販売広告や店頭で商品購入を行うことが不可能な商品の販売広告等も該当することとなる。

また、広告の方法の如何を問わない。したがって、新聞、雑誌に掲載される広告のみならず、ダイレクトメール、テレビ放映、折り込みチラシ、インターネット上のホームページ (インターネットオークションサイトを

含む。)、パソコン通信、電子メール等において表示される広告も含まれる。

なお、電子メールにより広告をする場合は、電子メールの本文及び本文中でURLを表示することにより紹介しているサイト(リンク先)を一体として広告とみなすものとする。

(2) 法第11条第1項の解釈について

(イ)～(ハ)(略)

(ニ) 省令第8条第1項第1号及び第2号に定める事項の記載方法について

第1号及び第2号に定める事項は、販売業者等の属性に関するものであることから、広告中には、消費者が容易に認識することができるような文字の大きさ・方法をもって、容易に認識することができるような場所に記載しなければならない。

また、インターネット上のホームページなどパソコン画面上等の広告では、本法に定める広告事項のすべてを確認するには画面のスクロールや画面の切替えを要さずにすむよう記載することが望ましいが、特に第1号及び第2号に定める事項については、画面上に広告の冒頭部分を表示したときに認識することができるように記載すべきである。ただし、やむを得ず、冒頭部分への記載を行うことができないときには、冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法又は契約の申込みのための画面に到達するにはこれらの事項を記載した画面の経由を要するような方法をあらかじめ講ずるべきである。例えば、インターネット上のホームページにおいて、広告をする画面上に、第1号及び第2号に定める事項が記載されていることが容易に判断できる表現(「特定商取引法に基づく表記」、「会社概要」等)によりリンクや画面切り替えのためのタブが用意されている場合は、「冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法」に該当するが、インターネットオークションにおいて、当該オークションシステム内に第1号及び第2号に

含む。)、パソコン通信、電子メール等において表示される広告も含まれる。

なお、電子メールにより広告をする場合は、電子メールの本文及び本文中でURLを表示することにより紹介しているサイト(リンク先)を一体として広告とみなすものとする。

(2) 法第11条第1項の解釈について

(イ)～(ハ)(略)

(ニ) 省令第8条第1項第1号及び第2号に定める事項の記載方法について

第1号及び第2号に定める事項は、販売業者又は役務提供事業者の属性に関するものであることから、広告中には、消費者が容易に認識することができるような文字の大きさ・方法をもって、容易に認識することができるような場所に記載しなければならない。

また、インターネット上のホームページなどパソコン画面上等の広告では、本法に定める広告事項のすべてを確認するには画面のスクロールや画面の切替えを要さずにすむよう記載することが望ましいが、特に第1号及び第2号に定める事項については、画面上に広告の冒頭部分を表示したときに認識することができるように記載すべきである。ただし、やむを得ず、冒頭部分への記載を行うことができないときには、冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法又は契約の申込みのための画面に到達するにはこれらの事項を記載した画面の経由を要するような方法をあらかじめ講ずるべきである。例えば、インターネット上のホームページにおいて、広告をする画面上に、第1号及び第2号に定める事項が記載されていることが容易に判断できる表現(「特定商取引法に基づく表記」、「会社概要」等)によりリンクや画面切り替えのためのタブが用意されている場合は、「冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法」に該当するが、インターネットオークションにおいて、当該オークションシステム内に第1号及び第2号に

定める事項を記載可能であるにもかかわらず、当該システム外の自己のホームページへのリンクを貼り、その中で記載しているような場合は、通常は「冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法」に該当しない。

(ホ)～(リ) (略)

(3) 法第11条第2項の解釈について

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 省令第10条の4の解釈について
(略)

また、販売業者等が、受信拒否の通知を受ける際に「受け取りを希望しない旨」及び「電子メールアドレス」以外の情報の提供を消費者に求めることは、本規定に違反することになる。

(略)

2～3 (略)

4 法第12条の3 (電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けている者に対する提供の禁止) 関係

(1)～(2) (略)

(3) 「電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示」の解釈について

消費者が法第11条第2項で規定する方法に従ってその旨の通知をする際、特に条件(「 の商品に関する広告メールはいりません。」「 月 日までは広告メールはいりません。」等)を付さない限り、消費者は当該販売業者等からの全ての広告メールを受け取ることが希望しない旨の意思を表示したこととなる。

(4) 「電磁的方法による広告の提供を行ってはならない」の解釈について
消費者から広告メールを受け取ることが希望しない旨の意思の表示を受けている販売業者等は、その表示に特に条件が付されていない限り、当

定める事項を記載可能であるにもかかわらず、当該システム外の自己のホームページへのリンクを貼り、その中で記載しているような場合は、通常は「冒頭部分から容易に記載箇所への到達が可能となるような方法」に該当しない。

(ホ)～(リ) (略)

(3) 法第11条第2項の解釈について

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 省令第10条の4の解釈について
(略)

また、販売業者又は役務提供事業者が、受信拒否の通知を受ける際に「受け取りを希望しない旨」及び「電子メールアドレス」以外の情報の提供を消費者に求めることは、本規定に違反することになる。

(略)

2～3 (略)

4 法第12条の3 (電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けている者に対する提供の禁止) 関係

(1)～(2) (略)

(3) 「電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示」の解釈について

消費者が法第11条第2項で規定する方法に従ってその旨の通知をする際、特に条件(「 の商品に関する広告メールはいりません。」「 月 日までは広告メールはいりません。」等)を付さない限り、消費者は当該販売業者又は役務提供事業者からの全ての広告メールを受け取ることが希望しない旨の意思を表示したこととなる。

(4) 「電磁的方法による広告の提供を行ってはならない」の解釈について
消費者から広告メールを受け取ることが希望しない旨の意思の表示を受けている販売業者又は役務提供事業者は、その表示に特に条件が付され

該消費者に対して、別の商品や別のサイト等に係る広告メールであってもその提供を行うことを禁止される。また、同一の事業者の広告である限り、別の電子メールアドレスを用いて送信したり、別の者に委託して送信しても違反にあたる。

- (5) また、相手方からの「電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示」を受けた時点とは、それが電子メールで行われた場合、販売業者等がその意思表示につき了知し得べき客観的状态に置かれた時点、すなわち販売業者等の使用に係るメールサーバに記録された時点のことである。

5 ~ 6 (略)

第4節(電話勧誘販売)関係

1 ~ 4 (略)

5 法第21条(禁止行為)関係

(1) 法第21条第1項の解釈について

(イ) 「販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し」とは、訪問販売と同様、販売業者等が購入者等に対し最初に電話勧誘を行ってから契約を締結するまでの時間的経過においてという意味である。

「申込みの撤回若しくは解除を妨げるため」とは主として法第24条に規定するクーリング・オフの行使を妨げる不当行為を念頭においており、消費者の正当な行為を妨害することをいう。

(ロ) ~ (ト) (略)

(2) ~ (3) (略)

6 ~ 7 (略)

8 法第24条(申込みの撤回等)関係

ていない限り、当該消費者に対して、別の商品や別のサイト等に係る広告メールであってもその提供を行うことを禁止される。また、同一の事業者の広告である限り、別の電子メールアドレスを用いて送信したり、別の者に委託して送信しても違反にあたる。

- (5) また、相手方からの「電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示」を受けた時点とは、それが電子メールで行われた場合、販売業者又は役務提供事業者がその意思表示につき了知し得べき客観的状态に置かれた時点、すなわち販売業者又は役務提供事業者の使用に係るメールサーバに記録された時点のことである。

5 ~ 6 (略)

第4節(電話勧誘販売)関係

1 ~ 4 (略)

5 法第21条(禁止行為)関係

(1) 法第21条第1項の解釈について

(イ) 「販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し」とは、訪問販売と同様、販売業者又は役務提供事業者が購入者等に対し最初に電話勧誘を行ってから契約を締結するまでの時間的経過においてという意味である。

「申込みの撤回若しくは解除を妨げるため」とは主として法第24条に規定するクーリング・オフの行使を妨げる不当行為を念頭においており、消費者の正当な行為を妨害することをいう。

(ロ) ~ (ト) (略)

(2) ~ (3) (略)

6 ~ 7 (略)

8 法第24条(申込みの撤回等)関係

(1) 法第24条第1項の解釈について

(イ) 「第19条の書面を受領した日(その日前に第18条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)」とは、クーリング・オフができる旨及びその方法について記載された書面(法第18条又は第19条の書面)を受領した日のことである。したがって、販売業者等がこれらの書面を交付しなかった場合、訪問販売と同様、クーリング・オフの起算点は進行しないこととなる。

また、これらの書面に重要な事項が記載されていない場合も、クーリング・オフの起算日は進行しないと解される。特に、クーリング・オフができる旨が記載されていない等クーリング・オフに関する記載事項が満たされていない書面は、法第24条第1項にいう「第18条又は第19条の書面」とは認められない。

～ (略)

(ロ)～(ニ) (略)

(2) (略)

9～10 (略)

第5節(雑則)関係

1 法第26条(適用除外)関係

(1) 法第26条第1項第1号について

本号の趣旨は、契約の目的・内容が営業のためのものである場合に本法が適用されないという趣旨であつて、契約の相手方の属性が事業者や法人である場合を一律に適用除外とするものではない。

例えば、一見事業者名で契約を行つていても、購入商品や役務が、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するためのものであった場合は、原則として本法は適用される。特に実質的に廃業していたり、事業

(1) 法第24条第1項の解釈について

(イ) 「第19条の書面を受領した日(その日前に第18条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)」とは、クーリング・オフができる旨及びその方法について記載された書面(法第18条又は第19条の書面)を受領した日のことである。したがって、販売業者又は役務提供事業者がこれらの書面を交付しなかった場合、訪問販売と同様、クーリング・オフの起算点は進行しないこととなる。

また、これらの書面に重要な事項が記載されていない場合も、クーリング・オフの起算日は進行しないと解される。特に、クーリング・オフができる旨が記載されていない等クーリング・オフに関する記載事項が満たされていない書面は、法第24条第1項にいう「第18条又は第19条の書面」とは認められない。

～ (略)

(ロ)～(ニ) (略)

(2) (略)

9～10 (略)

第5節(雑則)関係

1 法第26条(適用除外)関係

(1) 法第26条第1項第1号について

「営業のために若しくは営業として」とは、本法においては商行為に限定するものではない。通常、営利を目的とした事業・職務の用に供するために購入し又は役務の提供を受ける場合は本号に該当する。

実態がほとんどない零細事業者の場合には、本法が適用される可能性が高い。

(2) (略)

(3) 法第26条第2項第2号について

(イ) 政令第8条第2号及び第3号の「取引」について

「取引」には、指定商品の販売等本法の規制を受ける取引のみに限られず、業として行うものであれば例えば非指定商品の販売も含まれる。

政令第8条第2号及び第3号の適用にあたって基礎となる取引の実績は、これらの態様であれば過去の取引実績により信頼関係が形成され、問題を惹き起こすことはないと考えられるためであるから、原則として、販売業者等と購入者等の双方に当該取引についての認識があることが必要である。したがって、仮に購入者が過去に当該販売業者の店頭において低廉な商品を購入した実績があるとしても両者にその認識がないのが通常であろうから、実際には、ある程度高額な商品を取引した場合、割賦販売により取引した場合、購入者の住居に商品を配達した場合等が該当することとなる。

また、過去に契約が締結された事実があってもクーリング・オフがなされたり、紛争となっていたものについては、過去の取引実績とは認められない。

なお、取引実績の有無については、争いが生じた場合、販売業者等が立証する必要がある。

(ロ) 政令第8条第2号及び第3号の「当該販売又は役務の提供の事業に関する取引」について

当該販売業者等が業として営む販売又は役務の提供の事業に関する取引のことであり、販売業者等が業として営む事業に関係のない取引、例えば、自動車販売店が過去に行った不動産取引は本号の取引とは認められない。

(2) (略)

(3) 法第26条第2項第2号について

(イ) 政令第8条第2号及び第3号の「取引」について

「取引」には、指定商品の販売等本法の規制を受ける取引のみに限られず、業として行うものであれば例えば非指定商品の販売も含まれる。

政令第8条第2号及び第3号の適用にあたって基礎となる取引の実績は、これらの態様であれば過去の取引実績により信頼関係が形成され、問題を惹き起こすことはないと考えられるためであるから、原則として、販売業者等と購入者等の双方に当該取引についての認識があることが必要である。したがって、仮に購入者が過去に当該販売業者の店頭において低廉な商品を購入した実績があるとしても両者にその認識がないのが通常であろうから、実際には、ある程度高額な商品を取引した場合、割賦販売により取引した場合、購入者の住居に商品を配達した場合等が該当することとなる。

また、過去に契約が締結された事実があってもクーリング・オフがなされたり、紛争となっていたものについては、過去の取引実績とは認められない。

なお、取引実績の有無については、争いが生じた場合、販売業者又は役務提供事業者が立証する必要がある。

(ロ) 政令第8条第2号及び第3号の「当該販売又は役務の提供の事業に関する取引」について

当該販売業者又は役務提供事業者が業として営む販売又は役務の提供の事業に関する取引のことであり、販売業者又は役務提供事業者が業として営む事業に関係のない取引、例えば、自動車販売店が過去に行った不動産取引は本号の取引とは認められない。

<p>(ハ)～(ホ) (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 (特定継続的役務提供) 関係</p> <p>1 法第41条 (定義) 関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 同条第1項の「<u>役務提供事業者</u>」及び「<u>販売業者</u>」について 「<u>役務提供事業者</u>」又は「<u>販売業者</u>」については、第2章第1節 (定義) 関係1 (10)を参照されたい。 なお、営利の意思の有無については客観的に判断されるものであるが、例えば学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第83条第1項に規定する各種学校、私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の法人又は宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人が行う特定継続的役務の提供又は特定継続的役務を受ける権利の販売、及び社会教育法第50条に規定する通信教育のうち同法第51条の認定を受けたものは、営利の意思をもって行われるものではないと解される。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 法第42条 (特定継続的役務提供における書面の交付) 関係</p> <p>(1) 書面の交付義務者について <u>書面の交付は、契約の当事者である販売業者等のみならず、契約締結事務を行っている者が行ってもよい。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(ハ)～(ホ) (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 (特定継続的役務提供) 関係</p> <p>1 法第41条 (定義) 関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 同条第1項の「<u>販売業者</u>」及び「<u>役務提供事業者</u>」について 「<u>販売業者</u>」又は「<u>役務提供事業者</u>」については、第2章第1節 (定義) 関係1 (10)を参照されたい。 なお、営利の意思の有無については客観的に判断されるものであるが、例えば学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第83条第1項に規定する各種学校、私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の法人又は宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人が行う特定継続的役務の提供又は特定継続的役務を受ける権利の販売、及び社会教育法第50条に規定する通信教育のうち同法第51条の認定を受けたものは、営利の意思をもって行われるものではないと解される。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 法第42条 (特定継続的役務提供における書面の交付) 関係</p> <p>(1) 書面の交付義務者について <u>書面の交付は、必ずしも、契約の当事者である法律上の販売業者又は役務提供事業者が自ら行う必要はなく、事実上契約締結事務を行っている者に代行させてもよい。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>
--	---

3～8(略)

9 法第48条(特定継続的役務提供等契約の解除等)関係

(1) 法第48条第1項の解釈について

(イ)「第42条第2項又は第3項の書面を受領した日」とは、クーリング・オフができる旨及びその方法について記載された書面(法第42条第2項又は第3項の書面)を受領した日のことである。したがって、役務提供者又は販売業者がこれらの書面を交付しなかった場合は、クーリング・オフの起算日は進行しないことになる(すなわち、クーリング・オフをする権利が消費者側に留保されていることになる)。

また、これらの書面に重要な事項が記載されていない場合も、クーリングオフの起算日は進行しないと解される。特に、クーリング・オフができる旨が記載されていない等クーリング・オフに関する記載事項が満たされていない書面は、法第48条第1項にいう「第42条第2項又は第3項の書面」とは認められない。

(ロ)(略)

(2)～(3)(略)

10～11(略)

第5章～第6章(略)

3～8(略)

9 法第48条(特定継続的役務提供等契約の解除等)関係

(1) 法第48条第1項の解釈について

(イ)「第42条第2項又は第3項の書面を受領した日」とは、クーリング・オフができる旨及びその方法について記載された書面(法第42条第2項又は第3項の書面)を受領した日のことである。したがって、販売業者又は役務提供者がこれらの書面を交付しなかった場合は、クーリング・オフの起算日は進行しないことになる(すなわち、クーリング・オフをする権利が消費者側に留保されていることになる)。

また、これらの書面に重要な事項が記載されていない場合も、クーリングオフの起算日は進行しないと解される。特に、クーリング・オフができる旨が記載されていない等クーリング・オフに関する記載事項が満たされていない書面は、法第48条第1項にいう「第42条第2項又は第3項の書面」とは認められない。

(ロ)(略)

(2)～(3)(略)

10～11(略)

第5章～第6章(略)